

～災害に備える豆知識～



熊本地震から1年、災害はいつ起こるかわかりません！ご家庭で出来る「もしもの時の備え」を紹介します！

○災害時、困ったことの第1位が「水」という調査結果もあるようです。いざという時のために、家庭で飲料水や生活用水を備蓄しましょう。

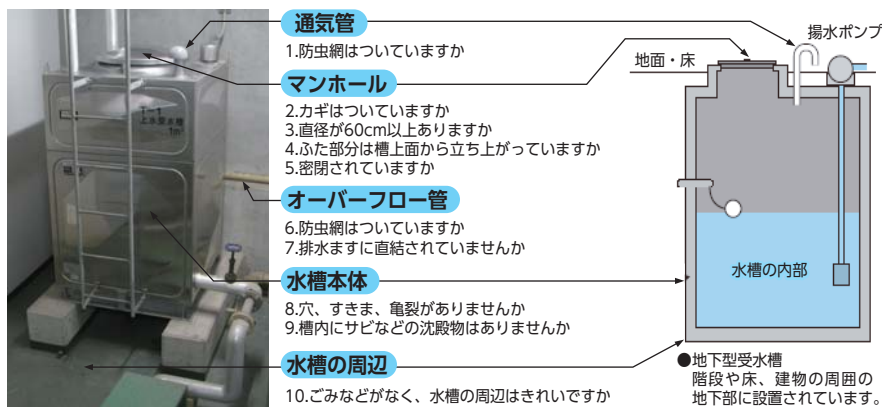
- ・ 1人1日3リットル、3日分の水を備蓄しましょう(涼しい場所に保管し、3日に1回程度は容器を洗い、水を入れ替える)
- ・ 給水を受けるための容器も準備しましょう(ポリ容器やバケツなど)
- ・ お風呂の残り湯を貯めておきましょう(断水時にトイレや消火用水などに利用できます)
- ・ 水を節約できる防災グッズがあると便利です(ウェットティッシュや水の要らないシャンプー、紙皿・紙コップなど)

水道局からのお願い

ビル・マンションの受水槽や高置水槽の適正な管理について

安心して水を飲むためには、給水装置の正しい維持管理が必要です。特にビル、マンションに受水槽や高置水槽を設置している場合には、設置者(建物の所有者等)の責任で定期的な点検、清掃等を行い、適正管理に努めなければなりません。

- 1年に1回は、定期的に水槽内の清掃を行きましょう。(安全面も考慮し、専門業者へ依頼することをお勧めします)
- 月に1回は水槽の点検を行きましょう。(下記の項目を参考に、点検してください)



- 日頃から水質の点検を行きましょう。

<p>●変な味がる</p> <p>鉄サビやその他の物質による原因が考えられます。</p>	<p>●水が赤っぽい</p> <p>一般に鉄サビによるものです。鉄管や、鋼製の受水槽などにサビが出ていることが考えられます。</p>	<p>●水が濁っている</p> <p>受水槽が汚れていることなどが考えられます。</p>	<p>●臭いがする</p> <p>塩素臭(カルキ臭)の場合は安全ですが、その他の臭いがするときは受水槽などへの異物(油、薬剤など)の流入が考えられます。</p>
--	--	--	--

受水槽の容量が10m³を超える場合は、水道法に基づいて、1年に1回、国の登録を受けた検査機関による法定検査を受けなければなりません。

10m³以下の場合であっても、1年に1回は登録検査機関による水質検査を受けましょう。

※市内の登録検査機関
 公益社団法人 鹿児島県薬剤師会試験センター (TEL: 253-8935)

【環境局 環境衛生課 TEL: 216-1300】
 【給排水設備課 TEL: 213-8522】

所有者の変更について

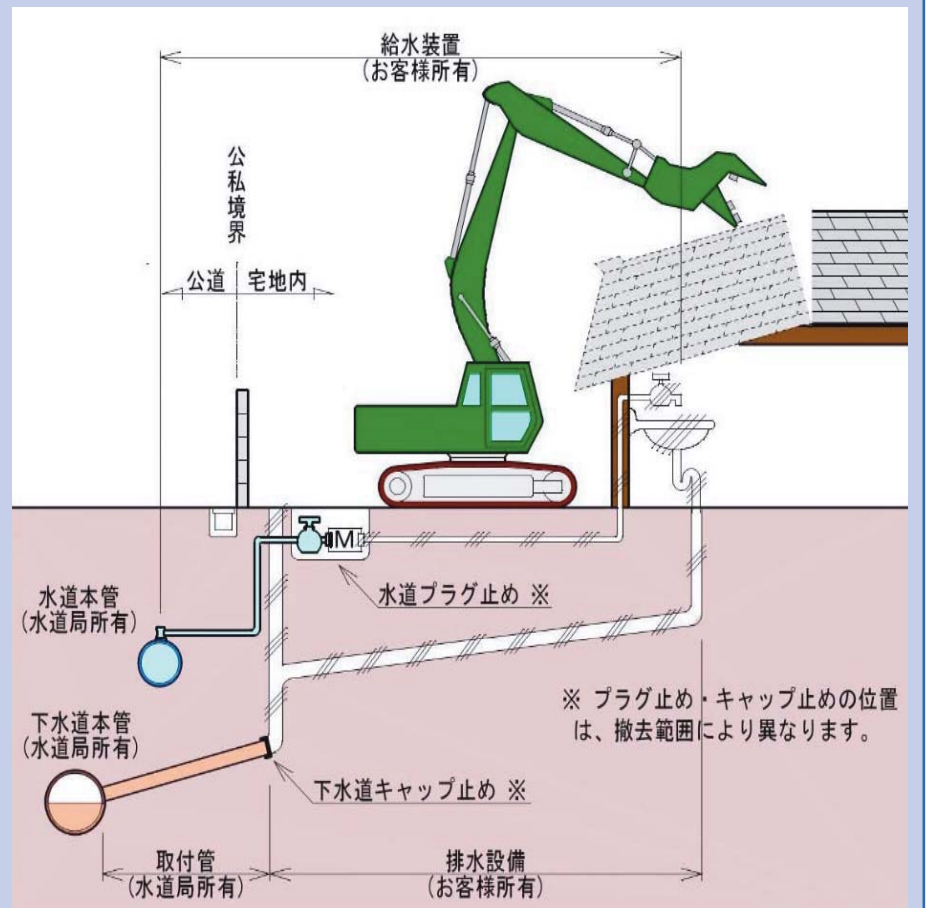
- 土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わるときは、所有者の変更の届出が必要です。
- 異動届出書の様式は、水道局のホームページからダウンロードできます。

【給排水設備課 TEL: 213-8521】

家屋などの解体をするときも事前に水道局へ申請してください

給水装置・排水設備の新設や改造を行うときの工事申請のほかに、家屋などの解体で給水装置・排水設備の撤去を行うときも、事前に工事の申請が必要となります。

その際、水道管の破損及び下水道管の詰まりや宅地内の陥没などの発生を防ぐために、給水装置はプラグ止め、排水設備はキャップ止めなどの工事が必要になりますので、必ず解体工事に着手する前に水道局指定工事業者に工事申請を依頼していただきますよう、お願いします。



【給排水設備課 TEL: 213-8522】

アパート料金特例の変更届出について

- 共同住宅料金(アパート料金)特例の適用を受けている建物について、世帯数の増減があった場合には、必ず届出をしてください。届出がないと、申請いただいている内容で請求することとなりますので、ご注意ください。

【営業課 TEL: 213-8514・8515】